

県立特別支援学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

県立学校の通常登校の開始について（通知）

新型コロナウイルス感染症防止に適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和2年5月22日付け教特第138号「県立学校の再開について（通知）」により、6月1日（月）から分散登校を開始し、通常登校に向けて段階的に週あたりの登校日を増やしてきたところです。

今般、下記のとおり通常登校を開始しますので、徹底した感染症予防対策など円滑な学校運営に御配慮ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、通常登校の開始について変更する必要があることを申し添えます。

記

1 通常登校の開始について

6月22日（月）から通常登校を開始する。

また、感染者が発生するなど、特別な事情が生じた場合、学校の休業等については個別の対応となる。

2 学校運営上の留意点等について

- (1) 授業の遅れに対する学習保障については、家庭と連携を図りながら、障害の状況に応じて検討すること。
- (2) 今後、第2波の発生も考えられることから、引き続きICT活用を含めた学習保障の取組を進めること。
- (3) 部活動の開始にあたっては、「県立学校版 ガイドライン Ver.1」を参照すること。
- (4) 感染者が発生した場合の対応などについては、今後発出する予定の「県立学校版ガイドライン Ver.2」を踏まえること。

なお、通常登校に至るまでの感染防止対策は「県立学校版 ガイドライン Ver.1」の「I 感染症対策の徹底について」によること。

3 その他

- (1) 分散登校実施期間中の学校での居場所の確保については、通常登校の開始により終了とする。
- (2) やむを得ず通常登校以外の対応を行う場合は特別支援教育課特別支援学校教育指導担当まで事前に相談すること。

担当	特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電話	048-830-6886